

石川県公報

令和2年9月1日

第13336号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の 廃止の届出 (同)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止 の届出 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の 届出 (同)	2	○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○保安林の皆伐面積の限度 (森林管理課)	3
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	公 告	
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	2	○令和2年度後期技能検定実施公告 (労働企画課)	4
		○土地区画整理組合の理事就任公告 (都市計画課)	8
		○入札公告 (警察本部)	9

告 示

石川県告示第295号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
正木アイクリニック	小松市土居原町529番地1	令和2年8月6日
瀬戸医院	輪島市門前町舘二の12	令和2年8月17日
松が丘薬局	加賀市松が丘1丁目21-11	令和2年7月1日

石川県告示第296号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
正木アイクリニック	小松市土居原町529番地1	令和2年8月6日
瀬戸医院	輪島市門前町舘二の12	令和2年8月17日
松が丘薬局	加賀市松が丘1丁目21-11	令和2年7月1日

石川県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
松が丘薬局	加賀市松が丘1丁目21-11	令和2年6月30日

石川県告示第298号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
松が丘薬局	加賀市松が丘1丁目21-11	令和2年6月30日

石川県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 クスリのアオキ	白山市横江町4街区1番	クスリのアオキ 小島薬局	七尾市小島町大開地1番78	令和2年6月1日

石川県告示第300号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 クスリのアオキ	白山市横江町4街区1番	クスリのアオキ 小島薬局	七尾市小島町大開地1番78	令和2年6月1日

石川県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社 いっちよも	羽咋郡宝達志水町子浦 タ50番地1	有限会社 いっちよも	羽咋郡宝達志水町子浦 タ50番地1	令和2年 8月10日

石川県告示第302号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社 いっちよも	羽咋郡宝達志水町子浦 タ50番地1	有限会社 いっちよも	羽咋郡宝達志水町子浦 タ50番地1	令和2年 8月10日

石川県告示第303号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配給会社名
映 画	わいせつ珍談 異次元セックスの世界	新 東 宝 映 画
〃	悪女の色仕掛け カモって快感!	オ ー ピ ー 映 画
〃	キモハラ課長 ムラムラおっぴろげ	〃

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和2年9月1日

石川県告示第304号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥 能 登 東 部 水 源 涵 養 保 安 林	47.00	
奥 能 登 西 部 〃	158.74	
中 能 登 東 部 〃	8.00	
中 能 登 西 部 〃	50.65	
中 能 登 中 部 〃	48.92	

中能登南部	〃	79.35	
富来川神代川	〃	10.22	
羽 咋 川	〃	78.46	
犀川大野川	〃	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手 取 川	〃	1,201.66	{ 国有林 341.84 民有林 859.82
梯 川	〃	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	〃	479.05	{ 国有林 30.28 民有林 448.77
小 計		2,935.77	
中能登東部	土砂流出防備保安林	3.18	
中能登西部	〃	0.78	
中能登東部	〃	0.28	
中能登西部	〃	2.84	
中能登中部	〃	0.42	
中能登南部	〃	6.50	
富来川神代川	〃	1.66	
羽 咋 川	〃	18.16	
犀川大野川	〃	7.56	
手 取 川	〃	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66
梯 川	〃	5.16	{ 国有林 5.12 民有林 0.04
大 聖 寺 川	〃	0.12	
小 計		51.98	
中能登西部	干害防備保安林	1.68	
犀川大野川	〃	1.32	
大 聖 寺 川	〃	0.08	
小 計		3.08	
能登地区	保健保安林	134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手 取 川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小 計		390.70	
合 計		3,381.53	

公 告

令和2年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和2年度後期技能検定の実施について、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 等級別の実施検定職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、

建設機械整備、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

1級及び2級の検定職種のうち後期(令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検 定 職 種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
さく井	パーカッション式さく井施工法及びロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
鍛造	ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法	ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法及びフライス盤加工法	普通旋盤作業及びフライス盤作業
工場板金	機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法	機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造法及び集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法	プリント配線板設計作業
自動販売機調整	なし	なし
鉄道車両製造・整備	走行装置整備法及び鉄道車両点検・調整法	走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業
時計修理	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
油圧装置調整	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
和裁	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法及び貼箱製造法	印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業及び貼箱製造作業
プリプレス	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
パン製造	なし	なし
菓子製造	和菓子製造法	和菓子製造作業
みそ製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
左官	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
厨房設備施工	なし	なし
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業
防水施工	アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法、塩化ビニル系シート防水施工法及び改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法	アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
自動ドア施工	なし	なし

ガラス施工	なし	なし
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
金属材料試験	組織試験法	組織試験作業
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
舞台機構調整	なし	なし
フラワー装飾	なし	なし

(3) 3級

3級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検 定 職 種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法及びシーケンス制御法	配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業
時計修理	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
型枠施工	なし	なし
機械・プラント製図	なし	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
舞台機構調整	なし	なし
商品装飾展示	なし	なし
フラワー装飾	なし	なし

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日

(1) 実技試験

令和2年12月4日(金)から令和3年2月21日(日)までの間において石川県職業能力開発協会の定める日

(2) 学科試験

検 定 職 種	実 施 日
ア 1級及び2級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 イ 3級 電気機器組立て及び型枠施工	令和3年1月24日(日)
ア 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、プラスチック成形及びパン製造 イ 1級及び2級	令和3年1月31日(日)

さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工及び機械・プラント製図 ウ 3級 造園、時計修理及び機械・プラント製図	
ア 1級及び2級 舞台機構調整	令和3年2月3日(水)
ア 1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図及び塗装 イ 3級 機械検査、プラスチック成形、建築大工及び電気製図	令和3年2月7日(日)
ア 3級 機械加工、舞台機構調整、仕上げ、電子機器組立て、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和3年2月11日(木)
ア 1級及び2級 造園、プラスチック成形、機械加工、左官及びフラワー装飾	令和3年2月14日(日)

4 実施場所

石川県職業能力開発協会から組合等を経由又は直接各受検者へ別途通知する。

5 実技試験問題の公表

令和2年11月27日(金)に石川県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、石川県職業能力開発協会から組合等を経由又は直接各受検者へ送付する。ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。

6 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その試験免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 手数料(検定職種ごとに石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)で定める金額)

(2) 提出先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳芥1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

令和2年10月5日(月)から同月16日(金)まで。

(ただし、郵送による場合は、当該期間の消印があるものを受け付ける。)

(4) 申請書の用紙及び受検案内の配布

申請書の用紙及び受検案内は、石川県職業能力開発協会にて配布する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、職業能力開発協会まで問い合わせること。

(5) 注意事項

ア 技能検定は、働く者の職業能力を評価する試験であるので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となる。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者に係る受検申請については、1に掲げる検定職種以外の検定職種(指定試験機関が実施する検定職種を除く。)であっても受け付ける。

ウ 納付された手数料は、原則返還しない。

7 合格発表

(1) 合格発表日

令和3年3月19日(金)

(2) 合格発表の方法

石川県公報に合格者の受検番号を掲載するほか、石川県商工労働部労働企画課から書面にて通知する。また、実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、石川県職業能力開発協会から書面にて通知する。

(3) 合格証書等の交付

特級及び1級の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の合格者には石川県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

8 得点の簡易開示

受検者本人の口頭による申出があった場合、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)第23条の規定に基づく開示請求の特例(以下「簡易開示」という。)により、得点の開示を行う。

(1) 簡易開示を実施する場所

石川県商工労働部労働企画課

(2) 簡易開示を実施する期間及び時間

ア 期間

合格発表の日から起算して1箇月間(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

イ 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 本人であることを確認するために提示を求める書類

運転免許証、旅券等官公署の発行する本人の写真が貼付された証明書

(4) その他

本人の法定代理人は簡易開示の請求はできない。

9 問合せ先

(1) 合格発表についての問合せ先

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号 076-225-1533

(2) 受検申請の手続その他試験に関する詳細についての問合せ先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳芥1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

白山市横江町土地区画整理組合

就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
宮 西 市 雄	白山市横江町163番地	令和2年9月1日
川 西 則 夫	〃 145番地	〃
北 村 亮 三	〃 187番地	〃
宮 田 勉	〃 165番地	〃
宮 子 清 孝	〃 12番地	〃
清 水 勇 一	〃 171番地	〃

宮 本 明 雄	〃 103番地	〃
竹 本 清 一	〃 33番地	〃
清 水 良 孝	〃 186番地	〃
江 田 良 昭	〃 131番地	〃
竹 中 衛	〃 179番地	〃
清 水 秀 信	〃 166番地	〃
西 田 昌 喜	〃 152番地	〃
大 本 弘	〃 181番地	〃
横 山 透	〃 137番地	〃
横 山 秀 治	〃 153番地	〃
松 田 錦 一	〃 215番地	〃
清 水 弘	〃 167番地	〃
宮 下 祐 幸	〃 37番地	〃

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名及び数量

石川県警察WSUSサーバ賃貸借 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

(4) 設置場所

石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、仕様書に定めら

れる業務内容を公正かつ確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和2年9月9日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和2年9月10日(木)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年9月11日(金) 正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和2年9月11日(金) 午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除